

令和6年度 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 福島支部

大学給付奨学生（予約型）募集要項

大学生を対象とする奨学給付は、公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「当会という。」）の定款第4条に定める「青少年の健全な育成に資するため、有為の学生・生徒に対する奨学資金の給付」を行う事業です。令和5年度は、下記要項のとおり奨学生を募集し、令和6年度から奨学金を給付いたします。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 福島支部

2. 給付要件

(1) 奨学金給付の趣旨

修学意欲がありながら学資金の支払いが特に困難と認められる者に対して、返還義務のない奨学金を給付し、大学への進学及び修学の継続を支援します。

(2) 本事業が求める学生像

将来社会の発展に貢献したいという高い志のもと、自らの夢や目標を明確にもち、その実現に向け学び続ける人

(3) 応募（推薦）資格要件

奨学金を給付する募集対象者は、次の全ての要件を満たす者とします。

① 福島県内の高等学校等の最終学年又は高等専門学校第3学年に在学し、全国の国公私立大学（通信教育の学部・課程、短期大学、大学校は対象外）に進学を目指す生徒とします。

高等学校等は、高等学校全日制課程・同定時制課程・同通信制課程、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部（高等特別支援学校を含む）、専修学校の高等課程及び当会が特に認める学校とします。

② 家庭の事情により学費支弁困難（同一生計の収入合計金額400万円未満）と認められ、かつ修学意欲に富み、かつ学業を継続できると在学する高等学校等の校長の推薦を受けた生徒（1校1名まで）とします。

③ 在学期間における全体の学習成績の状況（評定平均値）が4.0以上の生徒、又は特別支援学校高等部にあっては校長が同程度の学力があると認める生徒とします。

3. 募集人数 4名

4. 給付金額 奨学生一人に対し月額3万円を給付します。

5. 給付期間 在学する大学の正規の最短修業期間とし、上限を4年間とします。
（4年制、6年制を問わず、入学1年目から4年目までを上限）

6. 交付時期 奨学金は、入学後の5月・7月・10月・1月に3か月分ずつ奨学生名義の口座に振込みます。（5月は4月～6月分を振込む）

11. 選考の基準及び選考の手順

(1) 選考の基準

- ① 給付の必要性 1 在学校長の推薦書等に奨学生にふさわしい人物であると評価されていること
- ② 給付の必要性 2 家庭の事情により学費支弁困難と認められること
- ③ 奨学生候補者の修学意欲 向上心に富み、かつ修学意欲が感じられること

(2) 選考の手順

<第一次選考> 支部選考委員会による書類選考

- ① 申請書等による資格要件の確認
- ② 学費支弁の困難度の確認
- ③ 成績の確認
- ④ 修学意欲の確認

①～④の総合判定により募集人数4名に若干名を加えた人数を第二次選考対象者として選考します。

<第二次選考> 第二次選考対象者を対象に、支部選考委員会による面接選考（オンライン面接の場合もあります）

- ① 本人及び申請書記載事項の確認
- ② 修学意欲の確認

①～②により採用内定候補者（次点の候補者含む）として選考し、本部に支部長名で推薦します。

12. 結果の通知と奨学生の採用内定

支部長の推薦を受け理事長が採用内定者（次点の候補者含む）を決定します。選考の結果については、支部長から校長に通知するとともに、高等学校等において校長から生徒本人に採用内定通知書を手交します。なお、次点候補者には次点候補者通知書を、不採用者には選考結果通知書を校長から手交します。

採用内定者が大学に入学しない場合には、校長が速やかに本人からの辞退届を支部に提出します。支部は次点の候補者に連絡し、奨学金の給付を受けるかどうか及び大学への入学の有無を確認します。次点の候補者が給付奨学金を受ける場合には、校長にその旨通知するとともに申請者本人に採用内定書をもって通知します。

次点候補者が不採用の場合には、校長にその旨通知するとともに申請者本人に次点候補者不採用通知書をもって通知します。

13. 奨学生の採用決定

理事長は採用内定者から提出された書類を確認し、採用を決定します。

その結果については、支部長を通じて校長にその旨通知するとともに本人に採用決定通知書をもって通知します。